



今月のことば

Words of the Month

徒然なるままに

～最近の弁理士業界に対してチョット思うこと～

日本弁理士会副会長

伊賀 誠司

この度縁あって、令和4年度の日本弁理士会副会長を務めさせて頂くことになりました。杉村純子会長の2年目執行部の一員として、杉村会長をしっかりサポートするよう努めて参ります。

さて、早速、パテント誌の「今月のことば」への執筆依頼が参りました。同期副会長の中で一番の古株のため最初に指名されたようです。この原稿の執筆時点（3月始め）では、当選後に始まった次年度会務検討委員会も大詰めとなり、各副会長の役割分担が固まり、それぞれの担当機関・委員会等の人事・予算案並びに諮問事項や審議委嘱事項等を検討しているところです。私自身としても、頂いた担当分野の勉強を始めたところです。

この原稿を執筆するにあたり、何を書くべきか色々迷いました。まだ自分の担当分野の勉強を始めたばかりであり、皆様に担当機関・委員会等の事業についての説明をし、また有用な情報提供をすることはできません。そこで、最近の当業界に対して思うところを自己紹介がたら徒然に述べさせて頂きたいと思えます。お付き合い頂ければ幸いです。なお、以下はあくまで私見であり、今年度執行部の方針とは無関係であることを申し添えておきます。

私は、昭和63年に弁理士試験に合格し、弁理士登録致しました。同期合格者は93名でした。現在でも66名程が現役の弁理士として頑張っているようです。

当時の弁理士試験は、0解を含む50問の多肢選択式一次試験、工業所有権法及び条約の必須5科目と選択式の専門3科目の論文二次試験の記述式試験を受け、その後口述三次試験を受けて合格するものでした。私は法学部出身なので、論文の専門科目は、法律系の課目を選択しました。27歳で合格し、合格者の中では比較的若手の方でし

た。先日、と言ってもコロナ禍前の3年程前になりますが同期20名弱で登録30周年を祝う集まりを行いました。皆、年を取りましたが、同期とは今でも仲良く親交させて頂いています。

一方、現在の弁理士試験は私が受けた当時の弁理士試験とは全くその制度が様変わりしています。33年の時を経て、仕方がないことなのかも知れませんが、試験制度の変容に驚くばかりです。現在も口述までの三次試験の突破が必要な点は変わりありませんが、特に変わった点は、試験の一部免除規定の多さです。現在の試験では、多肢選択試験や論文試験の合格に伴う次年度以降数年間の再試験免除（私の当時は論文試験まで合格して初めて翌年のみ記述式試験が免除されました。）の他、大学院に行った者や他の資格を有する者等が、一定の試験を免除されます。それなりの勉強をされ、豊富な知識や経験を有する方を優遇する考え方は分かりますが、昨今の受験者数の減少や受験年齢の高齢化の一因になっているような気がします。弁理士の業務は、発明・考案等の技術や意匠等を文章化・図面化して特許権・実用新案権及び意匠権としてのより良い権利化を図る技量や、商標では一定の商品知識等の技量が必要であり、一種職人気質的な要素があります。そして、この技量を身に付けるためには、早い段階でこの業界に身を置いて切磋琢磨して実力をつけることが必要です。もちろん弁理士としての基礎学力・素養は必要ですから、しっかり受験勉強して頂きたく、弁理士試験を簡単にすべきとは毛頭考えてはいません。しかし、上記免除資格を有さない若い方が受験しても不公平感を感じない試験制度作りが必要なのではと考える次第です。

また、弁理士試験は、一時期一年に700名を超える合格者を出していましたが、現在は200名程

度（令和3年の合格者は199名でした。）に落ち着いてきました。試験制度は、弁理士になるための入り口となるものです。今後も若い力やより優秀な人材が当業界に進み易くなるよう検討を重ねていく必要があるものと思います。

話が変わって、本原稿の執筆時点において、戦争が始まっています。ロシアがウクライナへの全面的な侵攻を開始しました。ロシア軍によるウクライナへの本格侵攻はクリミア半島を占領した2014年以來です。しかし、どの様な理由にしろ、話し合いの外交交渉ではなく、軍事力による問題解決は間違っています。そして、現代における進歩した近代兵器による戦争は、軍人・民間人を区別することなく多くの犠牲者を伴います。ニュースで戦争の現状を見るにつけ心が痛みます。この原稿が掲載されるころには、戦争はどうなっているのでしょうか？一日も早い戦争の終結を望みたいものです。

また、現代の戦争は、当事者国だけではなく、その影響は全世界に及びます。この戦争に伴って、西側諸国は、ロシアに対しあらゆる制裁を開始しました。パラリンピックやFIFAサッカー等のスポーツ界からもロシアは締め出されました。これまで練習してきたロシア選手にとっては悲しいことです。

我が国もロシアに対し金融取引の制限等を始めとして各種の制裁が開始されました。特許等の知的財産は世界各国での権利化を必要とするものもあり、ロシアと日本との間でも多くの特許出願等が相互に行われています。今後、これらの出願がどのような影響を受けるのかを見守っていく必要があります。

また、昨今の原油高やこの戦争に伴う世界経済の流通異常が、我が国の物価を押し上げています。この3月・4月からはあらゆるものの値上げが始まりました。

しかし一方で、弁理士手数料費用は、平成13年に弁理士会の標準手数料表が廃止されて以来、ここ20年以上も実質的な変更はありません。出願件数の減少と弁理士数の急激な増加に伴い弁理士手数料は上記平成13年の標準手数料基準を維持できれば良い方で、むしろ全体的には下がっています。技術の進歩とともに明細書に記載する技術内容も高度化し、複雑・多岐になっているにも関わらずです。自動翻訳等のAI化が進み、明細

書等の作成も今後機械化できるとも言われていますが、権利範囲の設定等、まだまだ機械では対応しきれないと考えられます。

弁理士会の標準手数料表が廃止された理由は、一種のカルテルと見做されたが故です。従って、その後は、各特許事務所とクライアントである企業との適正な取り決めに基づく契約によるものとされました。しかし、多くの出願を取り扱う大企業に対し、中小の特許事務所がかなうはずもなく企業側手数料規定に従わざるを得ないのが現状です。その中でも、特許事務所としての独自の特色を打ち出して頑張っているいくつかの特許事務所はあります。従って、これら頑張っている事務所を確認・検証しつつ、適正な弁理士手数料について検討し、提言する時期が来ているのではと思うところです。

また、リーマンショック以来、我が国の特許出願件数はずっと減少し続けています。AIやIoT、通信技術の発展に伴う第4次産業革命と呼ばれる技術革新が起きており、これら革新技術の育成には、その知的財産の適切な保護及び活用が欠かせないにも関わらずです。また、外国からの我が国への出願件数も伸び悩んでいます。この原因は聞くところによれば、諸外国やある企業では、我が国で特許を取得しても無効となる可能性が高く、また、その権利も矮小で使い難く、さらに、損害額の認定も厳しいことから、日本での出願・権利化の価値が少ないと考えているからだとのことです。我が国の知的財産制度に魅力を感じられない現象が生じているように思われます。このままでは、我が国の知的財産制度の未来が危ぶまれます。科学立国・技術立国を標榜する我が国にとっては忌々しき事です。

我が国の知的財産制度を魅力あるものとし、各国からの我が国への出願増に資する方策を、特許庁等を始めとした関係機関とともに考え、提言していくことが必要ではないかと思えます。我が国の知的財産制度を魅力あるものにするために、皆さんとともに知恵を絞って考えていきたいと思えます。

最後に、まだまだコロナ禍の影響で自由な活動ができない状況が続いていますが、コロナ禍後には新しいより良い未来が訪れることを信じて、今年一年日本弁理士会のために、この老体に鞭打って全力で尽くして参りたいと思えます。どうぞ、宜しくご支援・ご協力の程お願い申し上げます。